

秋田県公報

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(一・組織係)

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第2号
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成15年3月7日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道
秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項の表地域課の項の次に次のように加える。

少年課	少年サポートセンター
-----	------------

会計課	監査室長	命を受け、監査室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
情報管理課	指導官	命を受け、情報管理一般に関する事務を掌理する。

第16条第1項の表中

を

会計課	監査室長	命を受け、監査室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
-----	------	------------------------------

に、

性指	捜査課	組織対
----	-----	-----

犯罪捜査指導官	命を受け、性犯罪捜査の指揮及び指導に関する事務を掌理する。
組織窃盗策官	命を受け、組織窃盗捜査の指揮及び指導に関する事務を掌理する。

を

捜査第一課	組織窃盗策官	命を受け、捜査の指揮
-------	--------	------------

に、組織窃盗捜査及び指導に関する事務を掌理する。

に、

総務課	情報公開センター長	命を受け、情報公開センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。
会計課	会計指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導教養に当たる。

総務課	情報公開センター長	命を受け、情報公開センターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。
-----	-----------	--------------------------------------

に、地域課

地域課	
-----	--

通信指令室 長	命を受け、通信指令室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
新通信指令システム 準備室 長	命を受け、新通信指令システム準備室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
鉄道警察 長	命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。

を

通信指令室 長	命を受け、通信指令室の職員を指揮監督する。
新通信指令システム 準備室 長	命を受け、新通信指令システム準備室の職員を指揮監督する。
鉄道警察 長	命を受け、鉄道警察隊の職員を指揮監督する。

航空隊長 務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。

命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導教養に当たる。

隊 長	命を受け、航空隊長 務を掌理 指揮監督
-----	---------------------

け、通信指令室 掌理し、室の職 監督する。

け、新通信指令 準備室の事務を 室の職員を指揮

け、鉄道警察隊 掌理し、隊の職 監督する。

け、航空隊の事 務を掌理し、隊の職員を 監督する。

に、

少年課	少年事件 捜査指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導教養に当たる。
被害少年 対策 官	少年事件 捜査指導官	命を受け、被害少年の保護に関する事務を掌理する。
生活保安課	薬物捜査 指導 官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導教養に当たる。

を

少年課	少年事件 捜査指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する少年事件の捜査における指導並びに教養に当たる。
被害少年	少年事件 捜査指導官	命を受け、被害少年の

捜 査 課

対策官	保護に関する事務を掌理する。
	命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、センターの職員を指揮監督する。
少年サポートセンター長	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する薬物事犯の捜査における指導並びに教養に当たる。
薬物捜査指導官	
生活保安課	

捜査第二課

に、

機動捜査隊長	命を受け、機動捜査隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。
広域機動捜査班長	命を受け、広域機動捜査班の事務を処理する。
特捜指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導教養に当たる。

機動捜査隊長	命を受け、隊の事務を掌理する。
	命を受け、広域機動捜査班の事務を掌理する。
	命を受け、性犯罪捜査指導官の事務を掌理する。
捜査第一課	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導教養に当たる。
捜査第二課	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導教養に当たる。

暴力団特別捜査隊長	命を受け、暴力団に係る犯罪の捜査に関する事務を掌理する。
-----------	------------------------------

機動捜査隊長	命を受け、隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。
広域機動捜査班	命を受け、広域機動捜査班の事務を処理する。
性犯罪捜査指導官	命を受け、性犯罪捜査指導官の事務を掌理する。
特捜指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識を要する知能犯における指導に当たる。
暴力団特別捜査隊長	命を受け、暴力団に係る犯罪の捜査に関する事務を掌理する。

に、

鑑識課	鑑識指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導教養に当たる。
	機動鑑識班長	命を受け、機動鑑識班の事務を処理し、鑑識班長を補佐する。
交通指導課	事故捜査指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する交通事故事件の捜査の実施における指導に当たる。

交通指導課	事故捜査指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する交通事故事件の捜査の実施における指導に当たる。
課	等指導官	命を受け、課の所掌事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務の処理並びに指導に当たる。

